

外国人観光客誘致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則32号。以下「規則」という。）の規定に基づき、外国人観光客誘致支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、民間事業者・団体による外国人観光客誘致に係る事業に対し交付することにより、外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりや外国人観光客の誘致を推進し、本県の観光振興に資することを目的とする。

(補助金の対象等)

第3条 前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下、「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国、地方公共団体又は公共的団体等から他の補助金等が交付される事業を除く。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じた額以下とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、県が別に定める場合を除き、原則として、補助事業実施の20日前までに提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、様式第1号とする。

(交付の決定)

第5条 知事は補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書により事業者へ通知する。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(変更交付等の申請)

第6条 補助金の交付決定後、事業者が次の各号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金変更交付申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の変更

(2) その他の補助目的の達成に影響を与える変更

2 前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、第5条の規定を準用する。

(実績報告)

第7条 事業者が補助事業を完了したときに規則第10条の規定により提出する実績報告書は様式第3号とする。

2 事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過した

日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第8条 知事は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

- 第9条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払により交付することができる。
- 2 事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第10条 事業者は、当該事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

- 第11条 事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、価格が単価50万円以上の施設設備については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 規則第13条第2項の規定は、補助金交付目的及び減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

(その他必要な事項)

- 第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年7月23日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月15日から施行する。
- この要綱は、平成27年5月12日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、島根県観光基盤整備補助金交付要綱は、平成30年度事業の完了をもって廃止する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額 (※4、5)	6 その他
外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のある事業	(1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者 (2) 上記事業者により構成される団体等	(1) 情報発信ツールの整備に要する経費(※1) (2) 案内表示・看板等の多言語化等の施設整備に要する経費 (3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費 (4) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費	1/2	500千円	
		(5) 海外へのプロモーションに要する経費(※2) (6) 外国人向けコンテンツ開発・販売に要する経費(※3)	1/2	200千円	

※1 情報発信ツールはパンフレットやHPなど自社の情報を発信するものとし、新規に作成する場合のみ対象とする。

※2 海外へのプロモーションに要する経費を申請するにあたっては、プロモーションに係る資料等が整備されていること。なお、プロモーションの対象とする地域は、韓国（ソウル特別市及び釜山広域市）、台湾、中国（上海市、北京市、広州市）、香港、タイ（バンコク）、ベトナム、シンガポール、フランス並びにその他必要と認める地域とする。また、同一事業実施主体による申請は年度内に4回を限度とする。

※3 海外向けOTAへの登録は、新規に導入する場合のみ対象とする。

※4 旅費（交通費、宿泊費）については、その人数に関わらず、当該経費の1/2または訪問国数に50千円を乗じた額（国内の場合50千円）のいずれか低い方とし、国、地方公共団体から出資等を受けている団体は補助対象外とする。

※5 消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。同一事業実施主体が複数の補助事業を行う場合の補助額の限度は、3補助対象経費の各々の補助限度額を超えない範囲内において、合算して500千円とする。